

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 条 例	ページ
○ 北九州市未来人材支援基金条例【企画調整局政策部企画課】	7
○ 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部人事課】	8
○ 北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部人事課】	1 0
○ 北九州市特別会計条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	1 3
○ 北九州市手数料条例の一部を改正する条例【財政局財務部財政課】	1 4
○ 北九州市市税条例等の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】	2 5
○ 北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】	2 7
○ 北九州市環境科学研究所手数料条例及び北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例【保健福祉局総務部総務課】	2 8
○ 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部保険年金課】	2 9
○ 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例【建築都市局計画部都市交通政策課】	3 1
○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会事務局学務部権限移譲準備室】	3 3
○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例【教育委員会事務局学務部権限移譲準備室】	3 4
○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例【教育委員会中央図書館庶務課】	3 5
○ 北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例【保健福祉局健康医療部保険年金課】	3 6

- 北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例【市議会事務局議事課】

37

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市未来人材支援基金条例

北九州市の産業の未来を担う人材を確保し、及び当該人材の本市への定着を促進することを目的とした大学生等に係る奨学金の返還を支援する事業に要する費用に充てるため、北九州市未来人材支援基金を設置することにしました。

条例では、基金の設置、積立て、管理、運用益金の処理等について定めています。

この条例は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 育児を行う職員の時間外勤務等又は深夜勤務の制限の対象となる子に、特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親に委託されている児童及びこれらに準ずる者を含めることにしました。
- 2 職員が要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務等をさせてはならないことにしました。

この条例は、平成29年3月31日から施行することにしました。

◇北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等のため、関係規定を改めることにしました。

この条例は、平成29年3月31日から施行することにしました。

◇北九州市特別会計条例の一部を改正する条例

廃棄物発電特別会計を廃止することにしました。

この条例は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市手数料条例の一部を改正する条例

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査等に係る手数料を定めることにしました。
- 2 火薬類取締法等の一部改正に伴い、火薬類の製造の許可の申請に対する審査等に係る手数料を新設することにしました。
この条例は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市市税条例等の一部を改正する条例

地方税法の一部改正等に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。主な改正内容は、次のとおりです。

1 北九州市市税条例の一部改正

(1) 個人市民税

個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長することにしました。

(2) 軽自動車税

一定の環境性能を有する軽四輪車等に係る軽自動車税の税率の特例の適用期間を1年間延長することにしました。

2 北九州市市税条例及び法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

法人市民税の法人税割の税率及び超過税率の引下げの時期を延期することにしました。

この条例は、1(1)及び2については平成29年3月31日から、1(2)については同年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法の一部改正により認定特定非営利活動法人等が海外へ送金等を行う場合の事前の書類提出が不要とされたため、当該書類提出の手続に係る規定を削除することにしました。

この条例は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市環境科学研究所手数料条例及び北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

環境科学研究所の名称が保健環境研究所に改められること等に伴い、関係規定を整理することにした。

この規則は、平成29年4月1日から施行することにした。

◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の算定基準等となる所得の区分を変更するため、関係規定を改めることにした。

この条例は、平成29年3月31日から施行することにした。

◇北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

市営勝山公園地下駐車場の駐車料金の徴収根拠を変更するため、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例で定める駐車場から北九州市自動車駐車場条例で定める駐車場に改めることにした。

この条例は、平成29年4月1日から施行することにした。

◇北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにした。

- 1 育児を行う教職員の時間外勤務等又は深夜勤務の制限の対象となる子に、特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親に委託されている児童及びこれらに準ずる者を含めることにした。
- 2 教職員が要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務等をさせてはならないことにした。

この条例は、平成29年3月31日から施行することにした。

◇北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例

市町村立学校職員給与負担法の一部改正に伴い、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の定数を5,250人と定めることにしました。

この条例は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 図書館を次のとおり新設することにしました。

名称	北九州市立小倉南図書館
位置	北九州市小倉南区若園四丁目1番60号

- 2 北九州市立小倉南図書館の駐車場使用料を次のとおり定めることにしました。

駐車場使用料	駐車を開始したときから60分を超える時間について 1台につき30分又はその端数ごとに100円以内で 教育委員会が定める額
--------	--

この条例は、規則で定める日から施行することにしました。

◇北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を5割減額する所得基準について、被保険者数に乗ずる金額を、26万5,000万円から27万円に改めることにしました。
- 2 保険料の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を2割減額する所得基準について、被保険者数に乗ずる金額を、48万円から49万円に改めることにしました。

この条例は、平成29年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

議会運営委員会の委員の定数を8人から9人に改めることにしました。

この条例は、平成29年3月31日から施行することにしました。

北九州市未来人材支援基金条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第2号

北九州市未来人材支援基金条例

(設置)

第1条 北九州市の産業の未来を担う人材を確保し、及び当該人材の本市への定着を促進することを目的とした大学生等に係る奨学金の返還を支援する事業に要する費用に充てるため、北九州市未来人材支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、寄付金その他の収入及び市長が必要と認める額をもって積み立て、その額は、予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第3号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和38年北九州市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条の3の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条中「満たない子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。）」を、「除く」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、配偶者その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項、次条第2項及び第10条第4項において「要介護者」という。）を介護する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第7条に規定する勤務をさせてはならない。

第7条の4第2項中「配偶者その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第2条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第4号

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1） 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

（1） 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時

間勤務をいう。以下同じ。) をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第20条第2項中「を承認されている」を「又は同条例第10条第4項の規定による休暇（市長が定める休暇に限る。以下この項において「介護に係る休暇」という。）の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護に係る休暇の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

第2条 北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(北九州市立の高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 北九州市立の高等学校及び幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年北九州市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第3条中北九州市職員の育児休業等に関する条例第20条第2項の改正規定を次のように改める。

第20条第2項中「第5条」の次に「若しくは北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第6条第1項」を加え、「同条例第10条第4項」を「北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第10条第4項若しくは北九州市立の小

学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第14条第4項に、「市長が」を「市長若しくは教育委員会が」に改める。

北九州市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 5 号

北九州市特別会計条例の一部を改正する条例

北九州市特別会計条例（昭和 39 年北九州市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 15 号を削り、第 16 号を第 15 号とし、第 17 号から第 22 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第 1 条第 15 号に規定する廃棄物発電特別会計の平成 28 年度予算に係る収入及び支出については、なお従前の例による。

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第6号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第120号の5中「部分をいう。以下この号において同じ。）」の次に「及び非住宅建築物」を加え、「登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下この号）」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下この号から第120号の7まで）」に、「登録建築物調査機関による」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関による」に、「登録建築物調査機関又は」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は」に、「限る。以下この号」を「限る。以下ウ及びエ」に改め、同表第120号の6中「（平成27年法律第53号）」及び「（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。次号において同じ。）」を削り、同表第120号の7の次に次のように加える。

(1208)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号において「計画」と	基本的審査手数料	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき10,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査（軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査を含む。以下この号において同じ。）の場合にあっては、1件につき5,000円）	ア 手数料は、基本的審査手数料と技術的審査手数料を合算
			床面積	1件につき29,0	

<p>いう。) に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査、同法第12条第2項若しくは第13条第3項の規定に基づく計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査</p>	<p>が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>	<p>00円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき14,500円）</p>	<p>した金額とする。イ 軽微な変更に関する証明書の交付の申請に対する審査について、この号に規定する手数料を徴するときは、第144号に規定する手</p>
	<p>床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき85,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき42,500円）</p>	
	<p>床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</p>	<p>1件につき135,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき67,500円）</p>	
	<p>床面積</p>	<p>1件につき170,</p>	

		が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき85,000円）	数料は徴収しない。
		床面積が25,000平方メートル以上のもの	1件につき213,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき106,500円）	
技 術 的 審 査 手 数 料	モデル建物法による評価を行う場合	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき83,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき41,500円）	
		床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき127,000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき63,500円）	

方メートル未満のもの	00円)
床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき166,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき83,000円)
床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき192,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき96,000円)
床面積が10,000平方メートル以上25,	1件につき223,000円(計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき111,

	000 平方メ ートル 未満の もの	500円)
	床面積 が25 ,00 0平方 メート ル以上 のもの	1件につき249, 000円(計画の変 更に対する建築物エ ネルギー消費性能適 合性判定に係る審査 の場合にあっては、 1件につき124, 500円)
標準 入力 法又 は主 要室 入力 法に よる 評価 を行 う場 合	床面積 が30 0平方 メート ル未満 のもの	1件につき232, 000円(計画の変 更に対する建築物エ ネルギー消費性能適 合性判定に係る審査 の場合にあっては、 1件につき116, 000円)
	床面積 が30 0平方 メート ル以上 2,0 00平 方メー トル未 満のも の	1件につき361, 000円(計画の変 更に対する建築物エ ネルギー消費性能適 合性判定に係る審査 の場合にあっては、 1件につき180, 500円)
	床面積 が2,	1件につき471, 000円(計画の変

0 0 0 平方メ ートル 以上5 , 0 0 0 平方 メート ル未満 のもの	更に対する建築物エ ネルギー消費性能適 合性判定に係る審査 の場合にあつては、 1 件につき2 3 5 , 5 0 0 円)
床面積 が5 , 0 0 0 平方メ ートル 以上1 0 , 0 0 0 平 方メー トル未 満のも の	1 件につき5 5 0 , 0 0 0 円 (計画の変 更に対する建築物エ ネルギー消費性能適 合性判定に係る審査 の場合にあつては、 1 件につき2 7 5 , 0 0 0 円)
床面積 が1 0 , 0 0 0 平方 メート ル以上 2 5 , 0 0 0 平方メ ートル 未満の もの	1 件につき6 3 9 , 0 0 0 円 (計画の変 更に対する建築物エ ネルギー消費性能適 合性判定に係る審査 の場合にあつては、 1 件につき3 1 9 , 5 0 0 円)
床面積	1 件につき7 1 2 ,

				が25,000平方メートル以上のもの	000円（計画の変更に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の場合にあっては、1件につき356,000円）	
(1209)	建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に対する建築物（特定工程に係る建築物を含む。）の工事の完了検査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定に適合していることの検査	床面積の合計	300平方メートル未満のもの	1件につき5,000円	ア 床面積の合計は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定の適用を受ける建築物の部分	
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき8,000円		
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき13,000円		
			5,000平方メートル	1件につき17,000円		

			トル以上10,000平方メートル未満のもの		の床面積の合計について算定する。 イ 第112号又は第116号に規定する手数料はこの号に規定する手数料とは別に算定する。
			10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき20,000円	
			25,000平方メートル以上のもの	1件につき23,000円	

別表第140号の次に次のように加える。

(140)の	火薬類取締法施行令(昭和25年政令第			1件につき220,000円	
--------	--------------------	--	--	---------------	--

2	323号) 第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査			
(1403)	火薬類取締法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査	競技用紙雷管のみの販売営業の許可に係るもの	1件につき25,000円	
		その他の販売営業の許可に係るもの	1件につき110,000円	
(1404)	火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査		1件につき73,000円	
(1405)	火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査		1件につき8,300円	
(1	火薬類取締法		1件につき41,0	

406	施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第15条第1項又は第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査		00円	
(1407)	火薬類取締法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査	設置又は移転の工事に係るもの	1件につき41,000円	
		構造又は設備の変更の工事に係るもの	1件につき23,000円	
(1408)	火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査		1件につき1,200円	
(1409)	火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査	火工品のみの譲受けの許可に係るもの	1件につき2,400円	
		その他の譲受けの許可に係るもの	申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下の場合	1件につき3,500円
			その他の場	1件につき6,900円

		合	0円	
(14010)	火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査	申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合 その他の場合	1件につき12,000円 1件につき25,000円	
(14011)	火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査		1件につき7,900円	
(14012)	火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査		1件につき41,000円	

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第7号

北九州市市税条例等の一部を改正する条例
(北九州市市税条例の一部改正)

第1条 北九州市市税条例(昭和38年北九州市条例第85号)の一部を次のように改正する。

第7条中「公示送達は、」の次に「市役所の掲示場又は」を加える。

付則第7条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

付則第11条の2を削る。

付則第15条の2中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号から第18号までを4号ずつ繰り上げる。

付則第15条の3及び第15条の4を次のように改める。

第15条の3及び第15条の4 削除

付則第15条の7第1項第2号中「所得税法施行令」の次に「(昭和40年政令第96号)」を、「法人税法施行令」の次に「(昭和40年政令第97号)」を加える。

付則第18条の2を削る。

付則第28条第2項から第4項までの規定中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

(北九州市市税条例及び法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 北九州市市税条例及び法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例(平成28年北九州市条例第30号)の一部を次のように改正する。

付則第1条第2号及び第2条第4項中「平成29年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中北九州市市税条例付則第28条の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の北九州市市税条例付則第28条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第8号

北九州市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

北九州市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年北九州市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「行ったときは」を「行った後」に改め、「、海外への送金又は金銭の持出しを行うときは事前に（災害に対する援助その他緊急を要する事情により事前に書類の提出ができなかったときは速やかに）、」を削る。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市環境科学研究所手数料条例及び北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第9号

北九州市環境科学研究所手数料条例及び北九州市職員の特殊勤務
手当に関する条例の一部を改正する条例

(北九州市環境科学研究所手数料条例の一部改正)

第1条 北九州市環境科学研究所手数料条例(昭和39年北九州市条例第94号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市保健環境研究所手数料条例

第1条中「北九州市環境科学研究所」を「北九州市保健環境研究所」に改める。

(北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和41年北九州市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項第3号中「環境科学研究所に勤務する一般技術員」を「保健環境研究所に勤務する一般技術員(食品衛生検査所に勤務する一般技術員を除く。)」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第10号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。第20条第1項において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第20条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関

する法律第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等の額、同条第 4 項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 11 条の 2 及び第 20 条の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第11号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
及び北九州市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

(北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「及び道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第18条第1項の規定により設置する駐車場」を削る。

第28条の2第1項中「(道路整備特別措置法第18条第1項の規定により設置する駐車場を除く。以下この条において同じ。)」を削る。

第36条の3第2号中「(道路整備特別措置法第18条第1項の規定により設置する駐車場を除く。)」を削る。

別表第4の2の北九州市営勝山公園地下駐車場の項を削る。

(北九州市自動車駐車場条例の一部改正)

第2条 北九州市自動車駐車場条例(平成5年北九州市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

北九州市営九州鉄道記念館西 駐車場	北九州市門司区清滝二丁目3番
----------------------	----------------

を

」

「

北九州市営九州鉄道記念館西 駐車場	北九州市門司区清滝二丁目3番
北九州市営勝山公園地下駐車場	北九州市小倉北区城内1番

に

」

改める。

別表第2中

	時間外駐車	1台につき1回	1,300円	を
--	-------	---------	--------	---

	時間外駐車	1台につき1回	1,300円	に
北九州市営勝山公園地下駐車場	時間内駐車	1台につき30分又はその端数ごとに	150円	
	時間外駐車	1台につき1回	1,500円	

改め、同表の注書中「北九州市営室町駐車場」を「北九州市営勝山公園地下駐車場、北九州市営室町駐車場」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前から同日以後にわたり北九州市営勝山公園地下駐車場に駐車した場合の駐車料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に発行されている北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例別表第5に規定する定期券（北九州市営勝山公園地下駐車場に係るものに限る。）は、北九州市自動車駐車場条例第4条第5項に規定する定期駐車券とみなす。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第12号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成28年北九州市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「育児」の次に「又は介護」を加え、同条中「満たない子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により教職員が当該教職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該教職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である教職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項において同じ。）」を、「除く」の次に「。次項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 教育委員会は、配偶者その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項、次条第2項及び第14条第4項において「要介護者」という。）を介護する教職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、第8条に規定する勤務をさせてはならない。

第11条第2項中「配偶者その他の人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第13号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例
(定義)

第1条 この条例において「教職員」とは、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の常勤の職員（臨時に雇用される者を除く。）のうち、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員及び学校事務職員をいう。

(教職員の定数)

第2条 教職員の定数は、5,250人とする。

(教職員の定数の配分)

第3条 前条に規定する教職員の定数の学校別の配分については、教育委員会が定める。

(準用)

第4条 定数外とする教職員については、北九州市職員定数条例（昭和38年北九州市条例第9号）第2条第2項の規定を準用する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(北九州市職員定数条例の一部改正)

2 北九州市職員定数条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「職員」の次に「（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員定数条例（平成29年北九州市条例第 号）第1条に規定する教職員を除く。）」を加える。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第14号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の図書館の項中

「

〃	門司	〃	〃	老松町3番3号
〃				

を

」

「

〃	門司	〃	〃	老松町3番3号
〃				
〃	小倉	〃		小倉南区若園四丁目1番60号
南	〃			

に

」

改める。

別表第3の2 社会教育関係の表の図書館の項中

「

駐車場使用料	八幡西図書館
--------	--------

を

」

「

駐車場使用料	小倉南図書館
	八幡西図書館

に

」

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第15号

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第2項中「48万円」を「49万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第20条の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第 16 号

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市議会委員会条例（昭和 51 年北九州市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「8 人」を「9 人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。